

ＪＡ職員を騙ったキャッシュカード等の詐欺被害にご注意ください

6月3日午前、県内ＪＡの支店管内でＪＡ職員を名乗る男2名が、組合員宅に訪問し、「通帳の書換えが必要であるため、通帳とキャッシュカードを預かりたい」と虚偽の説明したうえで、通帳・キャッシュカードおよび暗証番号の提出を求め、だまし取る事案が発生しました。

ＪＡ職員が、組合員・利用者からキャッシュカードを預かる事や暗証番号を確認することはございませんので、ご注意くださいようお願い申し上げます。

少しでも怪しいと感じた場合は、ご利用のＪＡや警察署へご確認いただくとともに、訪問者にキャッシュカードを渡すことや暗証番号を伝えることのないよう、十分にお気をつけいただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

令和2年6月19日

この件に関する問い合わせ先
金融部金融企画課
TEL 0565-31-9881（直通）